

第6回情報公開委員会検討部会議事概要

平成20年3月10日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成20年2月6日(水) 15:00~17:05
2. 場 所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号
富国生命ビル 28階 第3会議室・第4会議室
3. 出席者 部会長 棟居 快行 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委 員 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委 員 浅田 正彦 京都大学 大学院 法学研究科 教授
委 員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議 題 (1) 平成19年度開示請求対応状況について
(平成19年11月14日以降)
 - ① 平成18年度に「ふげん発電所」で行われたコンクリート性状調査に係る文書に関する請求対応について
 - ② 幌延深地層研究センターの立坑建設工事に係る元請業者と下請業者の間で取り交わされた契約書類等に関する請求対応について
 - ③ 東濃地域における地下水位測定等のために土地所有者等と取り交わした文書に関する請求対応について(2) 情報公開委員会検討部会における配付資料の公開について
5. 議事要旨
 - (1) 事務局から、平成19年11月14日以降の開示請求対応状況について説明があった。
 - (2) 請求事案について
 - ① 主管部署から、平成18年度に「ふげん発電所」で行われたコンクリート性状調査に係る文書に関する請求対応について説明があった。
これに対して、委員から以下の意見があった。
 - ・調査報告書に記載された調査研究によって得られたデータや分析結果等を法第5条第4号のニの事務または事業に関する情報に該当するとして不開示としたことについて、「国民に混乱を生じさせるおそれがある」との理由付記においては、その根拠となる理由をより具体的に記述すべきである。
 - ・研究委託元である他の独立行政法人から提供された情報を、法第5条第4号で規定する事務または事業に関する情報として、「信頼関係を損なうこと」を理由に不開示としたことについて、その根拠となる説明をより具体

的に記述すべきである。

- ② 主管部署から、幌延深地層研究センターの立坑建設工事に係る元請業者と下請業者の間で取り交わされた契約書類等に関する請求対応について説明があった。また、本件と同時に請求があった「掘削土（ズリ）」に関する文書に対する請求についても主管部署から説明があった。

これに対して、委員から以下の意見があった。

- ・対象文書が機構敷地内に設置された受注業者の現場事務所に保管されていても、機構には対象文書の取扱いを判断する権限がなく、機構内の関係部署では保有していないことを確認したとのことであるので、文書不存在の判断は止むを得ない。

- ③ 主管部署から、東濃地域における地下水位測定等のために土地所有者等と取り交わした文書に関する請求対応について説明があった。

これに対して、委員から以下の意見があった。

- ・意見照会の結果、反対意見を述べられた場合はその内容を十分に踏まえることは必要であるが、開示しても支障がないと判断される情報については、開示すべきではないか。

- (3) 情報公開委員会検討部会における配付資料の公開について

事務局から、従来の議事概要に加え、配付資料を原則公開とし、両者共に当機構公開ホームページに掲載したいとの提案があった。

以上